

給付金などの個人向け支援情報

特別定額給付金の申請はお済みですか 〇 総務課特別定額給付金担当 ☎ 25-7396

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を給付する事業です。

給付金を受けるには、期限までに申請が必要です。

◆ **対象** 4月27日時点において、住民基本台帳に記録されている人

◆ **申請・受給権者** 原則として世帯主

◆ **申請期限** 令和2年8月11日(火)

◆ **申請方法** ①返信用封筒(切手不要)に申請書と添付書類を入れて郵送申請 ②マイナンバーカードを持つ世帯主がオンライン申請(署名用電子証明書の暗証番号が必要)

◆ **受取方法** 原則、申請した世帯主の口座に振込

◆ **その他** 本人確認書類などが添付されていないと、受け取りまで時間がかかる場合がありますので、注意してください。5月中旬以降に受け付けした分は、6月上旬以降順次振り込み予定です。振込日は事前に通知書でお知らせしますので、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

給付金詐欺に注意してください!

特別定額給付金に関して、市や国・県、警察がATMの操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

次のような連絡は詐欺です!

- ① 国・県・警察を語り、国からの給付金が受けられる
- ② 手続きを代行してあげるので、手数料を振り込んでほしい
- ③ 給付金を振り込むので、口座番号を教えてください

不審な連絡があった場合は、迷わず断り、警察署へ情報提供してください。

〇 古川警察署 ☎ 22-2311

〇 鳴子警察署 ☎ 82-2249

子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します 〇 子育て支援課子ども給付担当 ☎ 23-6045

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳から中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。

◆ **支給対象** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受けている人。

※特例給付の支給を受ける人は対象になりません。

◆ **対象児童** 令和2年4月分の児童手当の対象となっている児童。3月まで中学生だった児童も含まれます。

◆ **支給額** 対象児童1人あたり10,000円

◆ **振込日** 令和2年6月10日(水)

▶ **公務員支給対象者にかかる手続き**

公務員支給対象者は申請が必要です。受付後、審査が終

了した人から随時振込を行います。

◆ **申請先** 所属庁が支給対象者であると証明した申請書を、令和2年3月31日時点で住民票がある市区町村に申請

※新高校1年生のみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票がある市区町村へ申請してください。

◆ **申請期間** 令和2年6月1日(月)～9月30日(水)

◆ **申請方法** 郵送、もしくは子育て支援課または各総合支所市民福祉課地域福祉担当に持参

◆ **必要書類** ①申請書 ②振込口座が確認できる書類(金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳またはキャッシュカードの写し)

ない期間

◆ **適用期間** 令和2年1月1日(水)～9月30日(水)

◆ **申請方法** 本人、世帯主、事業主、医療機関が記入する書類のほか、本人確認書類が必要となります。事前に保険給付課へ連絡してください。

◆ **その他** 後期高齢者医療制度の加入者も同様に支給を受けられます。

国民健康保険傷病手当金 〇 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051

大崎市国民健康保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状で感染が疑われる場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

◆ **対象期間** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができ

新型コロナウイルス感染症関連情報

新しい生活様式を実践しましょう!

新型コロナウイルス感染症に「うつらない」「うつさない」ために、日頃から、皆さん一人ひとりが感染拡大防止に取り組みましょう。

感染症から自身と身近な人の大切な命を守るよう、日常生活を見直してみませんか。



感染症対策の基本は「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」

大崎市イメージキャラクターのパタ崎さんが、感染症対策を皆さんにお伝えします!

▶ 市ウェブサイト (<http://www.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,226,html>) から、You Tubeを利用して「新しい生活様式」の動画を配信しています。

1 人との間隔は、できるだけ(約2m)空けましょう。



パタ崎さんが羽を広げると約2メートル!

2 外出時、屋内や会話をする時は、症状がなくてもマスクを着用しましょう。



手作りのマスクにご機嫌なパタ崎さん!

3 こまめに手を洗いましょう。30秒かけて、水とせっけん丁寧



せっけんを十分に泡立たせて手洗いを!

3つの密を避けましょう!

日頃の生活の中で、3つの「密」が重ならないよう工夫をしましょう!

密閉空間

こまめに換気をしましょう。



密集場所

他の人とは2m以上距離をとりましょう



密接場面

相手と十分な距離を保ち、マスクをつけましょう。

